

錦江町農業委員会 3月総会議事録

○ 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第40号 農地法第3条許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第43号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成29年3月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に11番 元丸委員と12番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第40号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第40号について説明いたします。</p> <p>受付番号14号の譲渡人は、H・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字向原4962番1、地目は畑、地積は5,545㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はM・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Mさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地6,496㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 安水委員です。</p>

	<p>次の、受付番号15号の譲渡人は、Y・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、1件目が神川字榎ヶ久保6，563番3、地目は畑、地積は8，077㎡、2件目が神川字西目7，292番、地目は畑、地積は720㎡、3件目が神川字カヤノキ7，468番12、地目は畑、地積は847㎡、4件目が神川字カヤノキ7，468番14、地目は畑、地積は2，992㎡で、4筆の合計は12，636㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はY・Tさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>Y・Tさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地14，109㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、耕転機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号14号について、9番 安水委員お願いいたします。</p>
<p>9 番 安水委員</p>	<p>はい。ご報告をいたします。</p> <p>この場所については、私が農業委員になる前ですから、3年以上。だいぶその前から、貸したい、売りたいということであっせんに挙がっていた所です。</p> <p>場所としましては5反以上あるんですけども、実質は3段に畑はなっておりまして、なかなか大型トラクターも入っていけないような高低差のある畑で、借り手とか買い手も探していたんですが、見つからない状態でした。</p> <p>その中で、不動産屋さんの方にもお願いしたりしてて、なかなかやりにくい場所ではあったんですか、今回、M・Mさんの方が買いたいということで、一応〇〇万円ということで値段が決まったようです。M・Mさんに関しては、青果用の甘藷、それと加工用の大根とか米などを主体として耕作されています。管理もちゃんとされている方で、ちょっと年齢的には高齢な方なんですけれども、まだまだ一生懸命やろうという意欲のある方ですので大丈夫だと思います。どうかよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号15号について、私の方から報告いたします。</p>

1 番 宿利原委員	<p>このY・TさんとMさんは親子関係で、もうお父さんが高齢になったので自分ののにしようかということで、贈与の問題です。</p> <p>錦江町の定める要件は全てクリアしておりますので、何ら問題は無いかと思えます。</p>
議 長	<p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第40号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第40号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第41号について説明いたします。</p> <p>受付番号13号の譲渡人は、T・Aさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字田ノ神後1657番1、地目は田、地積は1,463㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はA・Yさん、O自治会在住の方です。</p> <p>Aさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地9,729㎡、小作地11,248㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック3台、トラクター・管理機各2台、摘採機・防除機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 平原委員です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告を5番平原委員をお願いします。</p>
5 番 平原委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この案件は先月あっせんが上がって来た分で、Tさんの方がもう歳だからAさんの方に買ってこれということ、あっせん成立したものです。</p> <p>場所は、Mから真直ぐ200mぐらい山手の方に行った右側の所です。Aさんにつきましては、先月も上がって来ました。何ら問題は無いかと思います。価格は〇〇万円です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第41号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第41号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第42号を説明いたします。</p> <p>受付番号644号の貸し人はT・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字河崎2, 633番1、地目は田、地積は634㎡となっています。</p>

	<p>ます。</p> <p>貸付期間は平成29年3月30日から平成31年12月14日までで、小作料金は6,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はO・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>O・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地6,747㎡、小作地621㎡で、水稻、露地野菜、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック・管理機・軽トラ各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は13番 徳永委員です。以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告を13番徳永委員お願いします。
13番 徳永委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この田んぼは、直接契約を結んでいた田んぼでして、それが解除ということになりましたので、Oさんに話をしましたところ成立した物件です。</p> <p>Oさんにつきましては、両親を見るためにUターンされて6年ほど経っておりますが、これまでの間、水稻、インゲンなどを中心として、ご夫婦とお子さん一人、3人で良く作物を作っておられる方です。Oさんの方は米の方を少し作りたい、増やしたいというところを探していたところでした、条件に合っております。それから自分の土地の耕作も管理もしっかりされております。また、農業委員のT委員とも良く協力しあってやっておりますので、何ら問題は無いかと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第42号を採決します。 お諮りします。 議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第42号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第43号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第42号について説明いたします。 先ず受付番号4号の申請人は、K・Aさん、K市在住の方です。 申請地は、城元字桃木ヶ迫2, 658番、地籍は632㎡で、地目は台帳は畑、 現況は原野となっています。 10頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、17番 鳥越委員で以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を17番 鳥越委員お願いします。
17番 鳥越委員	はい。今月の21日に本釜委員と事務局と4人で現地の方を見てきました。 場所は、鷲ヶ尾の茶の団地の右手の山の所です。元々ここはトロッコ道みたい な道路があったらしいんですけども、いま現状は車も通れないと。隣がシキミ 畑で、段差も3mぐらいあって、雑木も結構生えていて、仮に畑にしても誰も借 り手がないような畑で、もう現状のとおり原野として認めるしかないのかなとい うことでした。 よろしく願いいたします。
議長	ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第42号を採決します。 お諮りします。

	議案第42号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第42号については、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成29年3月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 1 番

1 2 番

議事録調整者 窪 和人